

省エネオプション

(個別約款)

2023年6月1日実施



目 次

<u>1 適用条件</u>	1
<u>2 個別約款の変更</u>	1
<u>3 料金の適用期間</u>	2
<u>4 料金その他の取扱い</u>	3
<u>5 そ の 他</u>	4
<u>附 則</u>	5
<u>別 表</u>	6

1 適用条件

(1) この個別約款は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用するお客さまが、この個別約款の適用を希望され、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に基本約款とあわせて適用いたします。

イ 個別約款のスマートでんき（以下「スマートでんき」といいます。）の適用を受けるお客さまであること。

ロ スイッチング前の小売電気事業者が東北電力株式会社の場合、お客さまから申し出ていただく事項のうち、使用電力量実績の情報等の提供のために東北電力株式会社が必要とする事項について、当社が東北電力株式会社に提供することおよび当社が東北電力株式会社から使用電力量実績の情報等の提供を受ける場合があることについてあらかじめ承諾すること。

(2) この個別約款は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 個別約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この個別約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この個別約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供

給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの個別約款を変更いたします。

なお、この個別約款を変更するまでの間、この個別約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ハ イおよびロ以外の事由であって、電源調達費の変動または社会情勢の変化等、合理的な理由により、この個別約款を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

- (3) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、その内容について、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 料金の適用期間

料金の適用期間は、この個別約款による契約を開始した日の直後の検針日から2024年4月の検針日の前日までといたします。ただし、この個別約款による契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日（消滅日が検針日と同日となる場合は、消滅日といたします。）の前日までといたします。

4 料金その他の取扱い

各月の料金は、スマートでんきによって料金として算定された金額から(1)によって算定された省エネ還元額を差し引いたものといたします。

(1) 省エネ還元額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{省エネ還元額} = \frac{\text{スマートでんきの基本料金} + \text{電力量料金}}{\text{基本料金} + \text{電力量料金}} \times \text{(2)の還元率}$$

なお、省エネ還元額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 還元率は、(3)によって算定された省エネ達成率に応じて、次のとおりといたします。

省エネ達成率	還元率
5%以上 10%未満	0.5%
10%以上	1%

(3) 省エネ達成率

イ 省エネ達成率は、次のとおり算定いたします。

$$\text{省エネ達成率} = \left(1 - \frac{\text{前月分の1日あたりの使用電力量}}{\text{前月の前年同月分の1日あたりの使用電力量}} \right) \times 100$$

ロ 省エネ達成率の単位は、1%とし、その端数は、切り捨てます。

ハ 前月分の1日あたりの使用電力量および前月の前年同月分の1日あたりの使用電力量は、前月分の使用電力量および前月の前年同月分の使用電力量をその1月の料金算定期間の日数で除してえた値といたします。

なお、前月分の1日あたりの使用電力量および前月の前年同月分の1日あたりの使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

(4) (3)の省エネ達成率の算定にあたり、当社が、お客さまの前月の前年同月分の1日あたりの使用電力量を確認できない場合は、原則として需給開

始時点に適用されるスマートでんきの契約電流に応じて、別表（モデル使用電力量）に定める使用電力量を前月の前年同月分の 1 日あたりの使用電力量とみなします。

- (5) 前年同月分の 1 日あたりの使用電力量は、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

附 則

実施期日

この個別約款は、2023年6月1日から実施いたします。

別 表

モデル使用電力量

4（料金その他の取扱い）（4）の使用電力量は次のとおりといたします。

(1) 10 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4 月分	1.06
5 月分	1.03
6 月分	0.97
7 月分	1.00
8 月分	1.03
9 月分	1.07
10 月分	1.03
11 月分	1.06
12 月分	1.17
1 月分	1.27
2 月分	1.29
3 月分	1.17

(2) 15 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4 月分	2.23
5 月分	2.03
6 月分	1.87
7 月分	2.03
8 月分	2.26
9 月分	2.17
10 月分	1.97
11 月分	2.00
12 月分	2.34

1月分	2.61
2月分	2.64
3月分	2.41

(3) 20 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4月分	4.13
5月分	3.66
6月分	3.27
7月分	3.57
8月分	4.13
9月分	3.90
10月分	3.42
11月分	3.68
12月分	4.48
1月分	5.09
2月分	5.21
3月分	4.72

(4) 30 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4月分	6.97
5月分	6.00
6月分	5.27
7月分	5.77
8月分	6.77
9月分	6.40
10月分	5.52
11月分	6.06
12月分	7.59
1月分	8.88
2月分	9.07

3月分	8.14
-----	------

(5) 40 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4月分	9.58
5月分	8.06
6月分	6.97
7月分	7.67
8月分	9.13
9月分	8.60
10月分	7.32
11月分	8.16
12月分	10.48
1月分	12.55
2月分	12.75
3月分	11.31

(6) 50 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4月分	12.68
5月分	10.69
6月分	9.23
7月分	10.20
8月分	12.32
9月分	11.50
10月分	9.71
11月分	10.84
12月分	13.83
1月分	16.64
2月分	16.75
3月分	14.83

(7) 60 アンペアの場合

対象月分	使用電力量 (kWh)
4月分	15.10
5月分	12.59
6月分	10.93
7月分	12.07
8月分	14.42
9月分	13.50
10月分	11.45
11月分	12.81
12月分	16.55
1月分	19.82
2月分	20.11
3月分	17.72